

野洲市生活環境を 守り育てる条例

平成20年10月1日から施行します。
(事業所用)



野洲市

目 的

本市では、市民の健康の保持および野洲市の生活環境を保全し、野洲市の健全な発展に寄与することをめざし、「野洲市の生活環境を守り育てる条例」を平成20年4月1日に公布し、平成20年10月1日に施行します。

この条例は、市内で発生した土壌、地下水汚染を教訓に、地質の保全をはかるための規定を整備するとともに、騒音および振動をはじめとする各種規制とこの条例の実効性を担保するための罰則規定を盛り込んでいます。



概 要

◆事業所に関する措置

事前協議（第3条）----- P1

環境保全協定（第4条）----- P1

◆土地の管理

土地の所有者の責務（第5条）----- P1

不法投棄の防止（第8条）

野外焼却の防止（第9条）

◆騒音・振動

生活騒音の防止（第10条）

指定建設作業に係る騒音及び振動の防止（第13条）

----- P2

事業活動に係る騒音及び振動の防止（第17条）

----- P3

夜間騒音の防止（第24条）----- P4

音響機器の使用制限（第25条）----- P4

◆水 質

生活排水及び事業排水の浄化（第28条）----- P4

環境に配慮した農業の推進（第29条）----- P4

◆油類の漏えい

油類の漏えい等の防止（第30条）----- P5

◆その他の環境侵害

砂じんの飛散の防止（第32条）----- P5

土砂等の流出の防止（第35条）----- P5

建築物等による電波障害の防止（第38条）----- P5

アマチュア無線局の設置による電波障害の防止（第41条）

◆放置自動車

自動車の放置の禁止（第42条）

◆環境保全に関するマナーの向上

ごみの投棄防止（第49条）

動物の管理（第50条）

◆緑化推進

緑化推進（第53条）----- P6

◆地下水

地下水への配慮（第56条）----- P6

雨水の地下浸透の促進（第57条）----- P6

森林の保護及び育成（第58条）----- P6

◆油類による地質の汚染防止

油類による地質汚染の防止（第59条）----- P7

◆埋立て等による地質の汚染防止

埋立て等による地質の汚染の防止（第72条）----- P7

◆雑 則

----- P8

◆罰 金

----- P8

◆事業者に関する届出等の種類----- P11



事業所に関する措置

●事前協議(条例第3条)

開発行為等又は規則で定める工場・事業所の新築や移築、増築、改築をしようとする者は、市長と事前協議をしなければならない。

環境保全事前協議書は、工事の開始の日の30日前までに市長に提出しなければならない。

●環境保全協定(条例第4条)

市長は、工場・事業所を設置しようとする事業者、または、設置した事業者と、環境保全協定を締結することができる。

事業者は、市長から協定の締結について協議を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

事業者は、協定が成立したときは、当該協定事項を確実に履行しなければならない。



事業所とは(規則第3条)

次のいずれかの施設を使用する工場・事業所を「事業所」という。

- ①大気汚染防止法第2条第2項、第5項、第10項又は第11項に規定する施設
- ②水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設
- ③湖沼水質保全特別措置法第14条又は第15条第1項に規定する施設
- ④ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する施設
- ⑤騒音規制法第2条第1項に規定する施設
- ⑥振動規制法第2条第1項に規定する施設
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項に規定する施設
- ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物収集若しくは運搬、同法第12条第1項に規定する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の運搬又は処分又は同法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする、若しくは行う者が建設する施設
- ⑨大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ⑩滋賀県公害防止条例第2条第3項又は第4項に規定する施設
- ⑪条例第2条第22号に規定する特定事業者が建設する施設
- ⑫条例第17条に規定する騒音・振動関係施設
- ⑬畜産農業又はサービス業の用に供する鶏房施設(鶏房の総面積が40㎡未満のものを除く。)
- ⑭運輸業を営もうとする、又は営む者が建設する次の各号のいずれかに該当する施設
 - ア 車両洗浄施設
 - イ 給油施設
 - ウ 運輸業を営む時間が、午後10時から翌日の午前6時までの間に及ぶ施設
- ⑮条例の施行の日において、公害その他の環境侵害を生らせている施設(前各号に掲げる施設を除く。)

環境保全協定の締結対象事業所規模とは(規則第6条)

- ・常時使用する従業員の数が10人以上の事業所
- ・10人未満の事業所であっても、特定事業所に該当する事業所

特定事業所とは(条例第2条)

- ・P7に記載の特定事業者が営む工場・事業所をいう。

土地の管理

●土地の所有者等の責務(条例第5条)

土地の所有者等は、その土地が危険な状態にならないよう、適正な管理をしなければならない。

危険な状態とは

雑草や樹木の繁茂、廃棄物の投棄、土地の所有者の所有物、廃棄物等の堆積、散乱などによって、火災、犯罪、病害虫の発生、その他周囲の生活環境に影響を与え、又は与えるおそれのある状態をいう。

騒音・振動

●指定建設作業に係る騒音及び振動の防止(条例第13条)

開発行為等又は建築物等の建設工事(解体工事を含む。)として行われる作業のうち規則で定める作業(指定建設作業)を行う事業者は、騒音又は振動に関する規制基準を順守しなければならない。

ただし、騒音規制法、又は振動規制法に規定する特定建設作業を同時に行う場合は法の規制基準が適用される。

指定建設作業とは(別表第2)

騒音

- (1) 動力源として発電機(15 KW以上のものに限る)を使用する作業
- (2) 質量が8～20トン級以上のタイヤローラー又は質量が10～12トン級以上のロードローラー等締固め機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- (3) 鋼球を使用して建築物等その他の工作物を破壊する作業
- (4) (3)に規定する以外の作業で、コンクリート造、鉄骨造又はレンガ造の建築物等を解体する作業

振動

- (1) 質量が8～20トン級以上のタイヤローラー又は質量が10～12トン級以上のロードローラー等締固め機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- (2) 鋼球を使用して建築物等その他の工作物を破壊する作業以外の作業で、コンクリート造、鉄骨造又はレンガ造の建築物等を解体する作業

騒音の規制基準(別表第3)

騒音規制値：85 デシベル 振動規制値：75 デシベル

作業できない時間	第1号区域	午後7時～翌日午前7時まで
	第2号区域	午後10時～翌日午前6時まで
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間
	第2号区域	14時間
同一場所における作業時間	第1号区域	連続6日間
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域	原則禁止
	第2号区域	

適用除外

「作業できない時間」、「1日当たりの作業時間」、「同一場所における作業時間」及び「日曜・休日における作業」については「指定建設作業を行う地点から、100メートル以内の距離に一般家屋がない場合(ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームにあつては150メートル以内の距離とする。)」を市独自の例外規定とした他は、騒音規制法、振動規制法と同一の規定とした。

●指定建設作業に関する届出(条例第14条)

指定建設作業を行おうとする事業者は、当該指定建設作業の開始の日の7日前までに、市長に届け出なければならない。

ただし、災害その他の非常の事態の発生により指定建設作業を緊急に行う場合は、速やかに届け出なければならない。(条例第14条第2項)

●事業活動に係る騒音及び振動の防止 (条例第17条)

騒音・振動関係施設を使用する事業者は、当該騒音・振動関係施設に係る騒音又は振動に関する規制基準を順守しなければならない。

ただし、騒音規制法又は、振動規制法に規定する特定施設を設置、使用している事業者を除く。

騒音・振動関係施設 (別表第4)

- (1) 空気圧縮機並びに送風機及び排風機（原動機の定格出力が 3.7 KW以上あり、かつ 7.5 KW未満のものに限る。）
- (2) 砂利採取業の用に供する施設であって次に掲げるもの
 - ア ベルトコンベア（ベルトの幅が 30 cm以上のものに限る。）
 - イ バケットコンベア（バケットの容積が 0.01 立方メートル以上のものに限る。）
- (3) グラインダー（原動機の定格出力が 2.2 KW以上で、固定式のものに限る。）
- (4) 真空ポンプ（原動機の定格出力が 7.5 KW以上のものに限る。）
- (5) 冷凍機（冷房用を除き、原動機の定格出力が 3.7 KW以上のものに限る。）
- (6) ロータリーキルン

騒音の規制基準 (別表第5)

(単位: デシベル)

時間帯 \ 区域	第1種	第2種	第3種	第4種
朝 (午前6時～午前8時)	45以下	50以下	60以下	65以下
昼間 (午前8時～午後6時)	50以下	55以下	65以下	70以下
夕 (午後6時～午後10時)	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 (午後10時～翌日午前6時)	40以下	45以下	55以下	60以下

振動の規制基準 (別表第5)

(単位: デシベル)

時間帯 \ 区域	第1種	第2種 (I)	第2種 (II)
昼間 (午前8時～午後7時)	60以下	65以下	70以下
夜間 (午後7時～翌日午前8時)	55以下	60以下	65以下

騒音・振動 規制区域

地域区分	騒音	振動
第一種低層住居専用地域	第1種	第1種
第二種低層住居専用地域		
市街化調整区域	第2種	
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域	第3種	
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域	第4種	第2種 (Ⅱ)
工業地域		
工業専用地域		

●騒音・振動関係施設に関する届出 (第18条)

騒音・振動関係施設を設置しようとする事業者は、設置の工事の開始の日の30日前までに市長に届け出なければならない。

ただし、騒音規制法又は、振動規制法に規定する届出をしている、又は行おうとする事業者については適用しない。

(条例第21条)

●計画変更の勧告(条例第19条)

市長は、騒音・振動関係施設において発生する騒音又は振動が基準に適合しないおそれがあると認めるときは、届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした事業者に対し、騒音もしくは振動の防止の方法、騒音・振動関係施設の使用の方法、配置に関する計画を変更するよう勧告ができる。



●夜間騒音の防止(条例第24条)

規則で定める事業者は、午後10時から翌日の午前6時までの間は、規制基準を順守しなければならない。

夜間騒音の規制基準(別表第6)

(単位:デシベル)

時間帯 \ 区域	第1種	第2種	第3種	第4種
夜間 (午後10時~翌日午前6時)	40以下	45以下	55以下	60以下

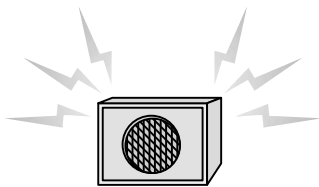
規則で定める事業者とは(規則第28条)

- ①飲食店(例外規定あり)
- ②喫茶店(//)
- ③給油取扱所
- ④カラオケボックス業
- ⑤大規模小売店舗
- ⑥運輸業
- ⑦資材置場

●音響機器の使用制限(条例第25条)

規則で定める事業者は、午後10時から翌日の午前6時までの間は、静穏の保持を必要とする地域等において、音響機器を使用し、又は使用させてはならない。

ただし、発生する音が外部に漏れない措置を講じた場合はこの限りでない。



音響機器とは(規則第29条第3項)

- ①カラオケ装置
- ②音響再生装置
- ③楽器
- ④拡声装置

水 質

●生活排水及び事業排水の浄化(条例第28条)

市長および事業者は、生活排水及び事業排水の浄化及び、公共用水域の水質の汚濁防止に努めなければならない。

事業排水とは

事業活動に伴い公共用水域に排出される水

●環境に配慮した農業の推進(条例第29条)

農業を営む者は、水田における農薬及び化学肥料の使用量や濁水の流出の抑制を図り、公共用水域への水質の負荷を低減するよう努めなければならない。



油類の漏えい

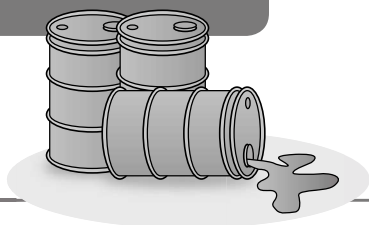
●油類の漏えい等の防止 (条例第30条)

危険物の規制に関する政令に定める指定数量の1/5未満の油類を貯蔵し、又は取り扱う事業者は、油類の公共の場所への漏えい又は拡散の防止について、油水分離槽の設置など必要な措置を講じなければならない。

油類とは (条例第2条)

原油・重油・潤滑油・軽油・
灯油・揮発油・動植物油

油類の漏えいが あったときは？



- ・被害が拡散しないよう直ちに適正な措置をする。
- ・漏えい等をした油類の回収を行う。

市長に報告

- ・漏えい等の事故の原因
- ・対応策並びに今後の予防策

その他の環境侵害

●砂じんの飛散防止 (条例第32条)

事業者は、砂じんを飛散させて生活環境を損なうことのないよう措置を講じなければならない。

大気汚染防止法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設を設置しようとする又は設置した事業者は除く

砂じん (条例第2条)

土砂等の機械的処理、選別又は堆積に伴い飛散する砂及び微小な石をいう。

飛散防止の措置 (規則第36条)

- ①砂じんが飛散する原因となる場所に、散水設備によって散水を行う。
 - ②砂じんを飛散させる原因となる設備、施設等は、砂じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置する。
 - ③土砂などの堆積場において、カバー等で覆い、又は薬液の散布、もしくは表層の締固めを行う。
 - ④樹木等の植栽により砂じんの飛散を軽減する。
- など飛散防止に効果を有する措置を講じること。

●土砂等の流出の防止 (条例第35条)

事業者は、埋立て等による土砂の流出により、市有地を著しく汚濁し、汚損してはならない。

●建築物等による電波障害の防止 (条例第38条)

規則で定める建築物等を新築、増築、改築する者は、電波障害の防止に努めなければならない。

建築物とは (規則第41条)

高さが12mを越える建築物、又は地下を除く階数が4以上の建築物

緑化推進

●緑化推進(条例第53条)

市民及び事業者は、所有し、又は管理する土地に樹木等の植栽による緑化に努めなければならない。

条例第3条に定める事前協議を行なった者は、規則で定める基準で敷地内の緑化に努めなければならない。

事業所又は開発行為における植栽率の基準(別表第9)

事業所敷地面積又は開発面積	植栽率
100㎡以上～1000㎡未満	3%
1000㎡以上～9000㎡未満	5%
9000㎡以上～	7%

※平成31年4月改訂

- 植栽率(%) = 緑化の面積(㎡) ÷ 事業所敷地面積又は開発面積(㎡) × 100
- 緑化の面積の算定基準は、別に告示する。



地下水

●地下水への配慮(条例第56条)

何人も、地下水や砂利の採取または、建築物等の建築その他の行為により、地下水に影響を及ぼすときは、地下水の水質、水位、水量の確保に努めるものとする。

●雨水の地下浸透の促進(条例第57条)

公共施設の整備や私有地において、雨水が地下浸透するように努めなければならない。

この条例で油類の漏えい又は地質への浸透の防止の責務がある事業者を除く



●森林の保護及び育成(条例第58条)

市長は、地下水の保持のため、森林の保護及び育成に努めるものとする。

油類による地質の汚染防止

●油類による地質汚染の防止 (条例第59条)

特定事業者は、油類が地下に浸透することによる地質の汚染を防止するため、油類を適正に管理しなければならない。

●油類の使用等の届出 (条例第60条)

特定事業者は、油類の使用を開始、変更又は、廃止する場合は市長に届出なければならない

●油類の調査 (条例第63条)

特定事業者は、事業所内の地質について、油類を調査し、結果を保存するとともに、市長に報告しなければならない。

●汚染の原因調査及び浄化措置 (条例第64条)

特定事業者は、特定事業所内の地質について、油類の調査の結果が油類に関する地質保全基準に適合しないことが判明したときは、原因の調査を行い、浄化の措置を講じなければならない。

●特定事業者の従業員の教育 (条例第69条)

特定事業者は、従業員に対し、油類の適正管理に関する教育を実施し、油類の適正な管理に努めなければならない。

地質とは (条例第2条)

地質とは土壌及び地下水の総体をいう。

特定事業者とは (条例第2条)

①大気汚染防止法又は滋賀県公害防止条例に規定するばい煙発生施設において、危険物の規制に関する政令で規定する指定数量以上の油類を使用する事業者。

品 目	性 質	貯蔵数量
ガソリン	非水溶性液体	200L
灯 油	非水溶性液体	1000L
軽 油	非水溶性液体	1000L
潤 滑 油	非水溶性液体	6000L
重 油	非水溶性液体	2000L
動植物油	非水溶性液体	10000L

②消防法に規定する製造所、貯蔵所（簡易タンク及び移動タンクを除く。）又は取扱所（販売取扱所、移送取扱所を除く。）を営む事業者

●事故時の措置 (条例第70条)

特定事業者は、事業所において油類による地質の汚染が生じたときは、ただちに汚染の拡大を防止し、浄化措置を講じるとともに、市長に報告をしなければならない。

埋立て等による地質の汚染防止

●地質の汚染の防止 (条例第72条)

事業者は、埋立て等による地質の汚染を未然に防止しなければならない。

埋立て等を行う者は、埋立てる土砂等の汚染状況を確認し、地質の汚染を未然に防止しなければならない。

●埋立て等の届出 (条例第73条)

埋立て等の面積が1000㎡以上となる場合は、埋立てを行う日の60日前までに市長に届出なければならない。

届出を要しない場合 (条例第73条第4項)

- ①他の法令の規定による許可又は認可を受けた場合
- ②国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は規則で定める組織若しくは団体が行う場合
- ③滋賀県土地利用に関する指導要綱の適用を受けた場合
- ④野洲市開発行為等に関する指導要綱の適用を受けた場合
- ⑤市民が日常生活又は自らが所有する土地の管理のために行う事業
- ⑥農地の造成又は改良を主たる目的として埋立て等を行う場合
- ⑦非常災害のため必要な応急措置として行う場合

●埋立て等における規制(条例第74条)

届出事業者は、規則で定める埋立て等に関する地質保全基準(別表第16)に適合しない土砂等を埋立てに使用してはならない。

(届出を要しない場合も該当する。)

●中止命令及び原状回復命令(条例第78条)

市長は、以下に該当する場合は、埋立て等の中止を命じ、期限を定めて原状の回復を命ずることができる。

- ・届出を行わず埋立て等を行っている事業者
- ・埋立て等に関する地質保全基準に適合しない土砂等を用いて埋立て等を行っている届出事業者(届出を要しない場合も含む)

●埋立て等の中止又は完了届出及び撤去等の命令(条例第79条)

届出事業者は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

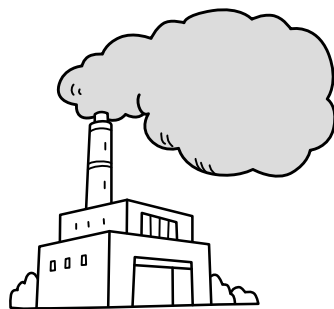
市長は、事業区域の土砂等が埋立て等に関する地質保全基準に適合しないときは、届出事業者に対し期限を定めて、当該事業区域の埋立て等に関する地質保全基準に適合しない土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は原状の回復を命ずることができる。



雑 則

●立入調査(条例第80条)

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業所または、土地に市の職員を立ち入らせ、帳簿書類、施設その他の物件の調査、関係者に対する指示、指導を行わせることができる。



●公表(条例第82条)

市長は、罰則が『1年以下の懲役または50万円以下の罰金』に該当する違反者が、指導事項を誠実に履行せず、違反が継続することによって、人の健康または生活環境に悪影響を与えていると認められる場合は、公表することができる。

罰 金

●罰則(条例第85条～第90条)

指導・改善勧告を受け、なお、改善命令に違反した場合は、過料及び罰金が適用される。

●両罰規定(条例第91条)

違反したときは、行為者を罰するほか、その法人または人にも罰則が適用される。

《罰 金》

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (条例第85条)

- ①地質の汚染の防止について、特定事業所内の地質が油類の調査の結果、地質が油類に関する地質保全基準に適合していないにもかかわらず、必要な措置を講じないため市長から改善命令を受け、違反した場合 (第66条)
- ②特定事業所内で油類による地質汚染事故を発生させる等したにもかかわらず、必要な措置を講じないため市長から措置命令を受け、違反した場合 (第71条第1項)
- ③埋立て等について届出をしたが、使用する土砂等が埋立て等に関する地質保全基準に適合しないため、市長から計画変更等命令を受け、違反した場合 (第75条)
- ④届出をせずに埋立て等を行っている者又は地質保全基準に適合しない土砂等で埋立て等を行っている届出事業者若しくは埋立て等の届出を要しない者が、市長から中止命令を受け、違反した場合 (第78条第1項)
- ⑤第78条第1項の中止命令を受けた者が、市長から原状回復命令を受け、違反した場合 (第78条第2項)
- ⑥埋立て等を中止又は完了した事業区域の土砂等が埋立て等に関する地質保全基準に適合していないため、市長から土砂等の撤去又は原状回復命令を受け、違反した場合 (第79条第2項)

30万円以下の罰金 (条例第86条)

- ①油類を公共の場所へ漏えい等させたにもかかわらず、回収等を実施しなかったため市長から改善命令を受け、違反した場合 (第31条)

10万円以下の罰金 (条例第87条)

- ①騒音・振動関係施設を設置等している者が規制基準を順守せず、市長から改善命令を受け、違反した場合又は、第19条に規定する計画の変更勧告を受けても従わず、市長から計画変更命令を受け、違反した場合 (第23条)
- ②砂じんの飛散防止について、必要な措置を施さず市長から改善命令を受け、違反した場合 (第34条)
- ③土砂等の流出について、必要な措置を施さず市長から改善命令を受け、違反した場合 (第37条)
- ④放置自動車の所有者等が、市長から移動命令を受け、違反した場合 (第44条)
- ⑤届出をせずに埋立て等を行っている者又は地質保全基準に適合しない土砂等で埋立て等を行っている届出事業者若しくは埋立て等の届出を要しない者が、地質保全基準に適合しない土砂等で埋立て等を行い市長から中止、原状回復命令を受けたため措置し、その後再び埋立て等を行うときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (第73条第2項)
- ⑥埋立て等を中止又は完了した者が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (第79条第1項)
- ⑦市長の立入調査を拒み、妨げ又は忌避した場合 (第80条第1項)

5万円以下の罰金（条例第88条）

- ①指定建設作業について、騒音・振動規制基準値を順守せず市長から改善命令を受け、違反した場合（第16条）
- ②夜間騒音について、夜間騒音に係る規制基準値を遵守せず、又は音響機器の使用制限に違反し、市長から改善命令を受け、違反した場合（第27条）
- ③建築物等による電波障害について、建築物等による電波障害が発生しているにもかかわらず必要な措置を講じないため市長から改善命令を受け、違反した場合（第40条）
- ④騒音・振動関係施設の設置届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（第18条第1項）
- ⑤油類を公共の場所へ漏えい等させたとき、市長に報告せず、又は虚偽の報告をした場合（第30条第3項）
- ⑥特定事業者が特定事業所内の油類による地質汚染の原因究明及び浄化対策を講じた結果を市長に報告せず、又は虚偽の報告をした場合（第64条第2項）
- ⑦特定事業所内において、油類による地質汚染事故が発生等したにもかかわらず、市長に報告せず又は虚偽の報告をした場合（第70条）
- ⑧特定事業者が定められたときにおける油類の調査を実施せず、又は結果を市長に報告せず若しくは虚偽の報告をした場合（第63条第1項）

3万円以下の罰金（条例第89条）

- ①土地の適正管理に関し、市長より改善命令を受け、違反した場合（第7条）
- ②指定建設作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（第14条第1項）
- ③騒音・振動関係施設のみを使用する状態となったときに使用の届出をせず若しくは騒音・振動関係施設の変更届出（数、使用方法、騒音・振動の防止方法、配置）をせず、又は虚偽の届出をした場合（第18条第2項、第3項）
- ④騒音・振動関係施設を承継した者が、承継届出をせず又は虚偽の届出をした場合（第20条第3項）
- ⑤事業区域を承継した者が、承継届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（第77条第3項）

2万円以下の罰金（条例第90条）

- ①ごみをみだりに投棄し、市長から改善命令を受け、違反した場合（第49条第2項）

《過 料》

2万円以下の過料（条例第92条）

- ①生活騒音の規制基準を遵守せず、市長から改善命令を受け、違反した場合（第12条）
- ②犬を飼育する者が、飼い犬の糞の処理を適正に行わず、又は自ら飼育しない動物に繰り返し食べ物を与えるなど、第三者に迷惑をかけたため、市長から改善命令を受け、違反した場合（第52条）

事業者に関する届出等の種類

条 項	届出・報告・記録等名称	提出時期	記述内容	様式名 (様式番号)
第3条	環境保全事前協議	事業所の新築、移築、増築又は改築の開始の日の30日前まで	事業所の概要、公害防止、環境保全対策等	様式第1号
第14条第1項	指定建設作業実施届出書	指定建設作業の実施の7日前まで	実施する指定建設作業の種類、時期、場所、騒音・振動の防止対策	様式第7号
第18条第1項	騒音・振動関係施設設置届出書 (※騒音規制法又は振動規制法に規定する特定施設を設置している事業者は適用除外)	騒音・振動関係施設の設置工事の30日前まで	設置する騒音・振動関係施設の種類、数量、設置位置、使用方法、騒音・振動防止方法等	様式第10号
第18条第2項	騒音・振動関係施設使用届出書 (※に同じ)	騒音規制法又は振動規制法に規定する特定施設の設置又は使用を全廃し、騒音・振動関係施設のみを使用する場合で、その日から30日以内	同上	様式第11号
第18条第3項	1) 騒音・振動関係施設の種類ごとの数変更届出書(騒音・振動関係施設の使用の方法) (※に同じ) 2) 騒音又は振動の防止の方法変更届出書 (※に同じ)	1) 変更の30日前まで 2) 変更の30日前まで	1) 騒音・振動関係施設の種類及び能力ごとの数量の変更 (次の場合は届出不要) ①数を減少する場合若しくは増加しない場合 ②直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合 ③発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合 ④使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合 2) 騒音又は振動の防止の方法	1) 様式第12号 2) 様式第13号

条 項	届出・報告・記録等名称	提出時期	記述内容	様式名 (様式番号)
第18条第4項	1) 氏名等変更届出書 (※に同じ) 2) 騒音・振動関係施設使用全廃届出書 (※に同じ)	1) 変更のあった日から30日以内 2) 廃止のあった日から30日以内	1) ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②事業所の名称及び所在地 2) 騒音・振動関係施設の全廃	1) 様式第14号 2) 様式第15号
第20条第3項	承継届出書 (※に同じ)	承継した日から30日以内	騒音・振動関係施設の承継	様式第17号
第30条第3項	油類漏えい等事故報告書	油類の漏えい等事故が発生した場合、直ちに	事故の発生、発生原因、対応策及び今後の対策	様式第23号
第60条第1項	油類使用開始届出書	油類の使用を開始する日までに	危険物の規制に関する規則第6条第2項に規定する完成検査済証の写しに、下記の書類を添付し、提出のこと。 ① 特定事業所の業種、事業の概要 ② 油類の種類及び使用する量 ③ 油類の保管又は貯蔵の方法 ④ 油類の漏えい等又は地下への浸透の防止の方法	様式第40号
第60条第2項	特定事業者変更等届出書	変更があった日から遅滞なく	湖南広域行政組合危険物規制規則第10条に規定する危険物製造所等設置者の住所、氏名、名称、名義、設置地番変更届出書の副本の写しを提出	様式第41号
第60条第3項	油類使用等変更届出書	変更があった日から遅滞なく	危険物の規制に関する規則第7条の3に規定する危険物製造所（貯蔵所・取扱所）品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書の写しに変更に関する事項に関する書類を添付	様式第42号

条 項	届出・報告・記録等名称	提出時期	記述内容	様式名 (様式番号)
第60条第4項	油類使用全廃届出書	廃止があった日から遅滞なく	危険物の規制に関する規則第8条に規定する製造所（貯蔵所・取扱所）廃止届出書の写しを提出	様式第43号
第63条第1項	油類の調査結果報告書	地質調査の結果が判明次第、直ちに（地質調査の実施時期は、ばい煙発生施設又は油類の製造施設、貯蔵施設、取扱施設又は配管を廃止若しくは移設した日から30日以内）	特定事業所の敷地内の地下水又は土壌に関する油類の調査結果	様式第44号
第63条第3項	油類に関する地質保全基準超過等報告書	同上（第3項は、土地の所有者が油類の調査を実施し、その結果を市長に報告する場合）	同上	様式第45号
第63条第4項	地質保全基準超過通知書	土地の所有者が実施した地質調査の結果が判明次第、直ちに（土地の所有者が特定事業者の結果を通知する場合に使用）	同上	様式第46号
第64条第2項	汚染の原因調査及び浄化措置報告書	地質の汚染原因の確定及び浄化対策が完了次第、直ちに	地質の汚染原因の確定及び浄化対策の実施内容等	様式第47号
第67条第1項	地質汚染浄化措置計画書	第66条の規定に基づく改善命令を受けてから120日以内に	地質の汚染原因究明及び汚染浄化対策計画等	様式第50号
第67条第2項	地質汚染浄化措置変更計画書	地質汚染浄化対策計画を変更して直ちに	地質の汚染原因究明及び汚染浄化対策計画等の変更	様式第52号
第67条第3項	地質汚染浄化措置終了申出書	地質汚染浄化対策が完了して直ちに	地質の汚染原因究明及び汚染浄化対策の結果報告	様式第54号
第68条第3項	油類承継届出書	承継があった日から遅滞なく	危険物の規制に関する規則第7条に規定する危険物製造所等譲渡引渡届出書の写し及び同規則第6条第2項に規定する完成検査済証の写しを提出	様式第56号
第70条	油類地質浸透事故報告書	油類の地質浸透事故発生後、直ちに	地質浸透事故の原因及び浄化対策の報告	様式第57号

条 項	届出・報告・記録等名称	提出時期	記述内容	様式名 (様式番号)
第73条第1項 第73条第2項	埋立て等実施届出書	埋立て等を行う60日前まで	埋立て等の実施内容 (実施者、埋立て等の場所、実面積、埋立て等の土砂量、埋立て等に用いる土砂等の土壌に関する地質調査等)	様式第59号 *添付様式 ・埋立て等計画書 様式第60号 ・事前説明報告書 様式第61号
第73条第3項	埋立て等実施変更届出書	変更する30日前までに	埋立て等の変更内容	様式第62号
第77条第3項	埋立て等承継届出書	承継の日から30日以内	土砂等の埋立て等の承継	様式第65条
第79条第1項	埋立て等完了(中止)届出書	完了(中止)の日から30日以内	埋立て等の完了(中止)を届出完了(中止)後の土砂等の土壌に関する地質調査結果を添付	様式第68条

条例施行時に必要な届け出

付則第5条	騒音・振動関係施設使用届出書 (*に同じ)	この条例の施行の際、現に騒音・振動関係施設を設置(設置工事中のものを含む。)又は使用している者は、この条例の施行の日から6箇月以内	使用している騒音・振動関係施設の種類、数量、設置位置、使用方法、騒音・振動防止方法等	様式第11号
付則第6条	油類使用現況届出書	この条例の施行の日から60日以内	同上	様式第74号
付則第7条	埋立て等実施届出書	この条例の施行日から60日以内	埋立て等の実施内容 (実施者、埋立て等の場所、実面積、埋立て等の土砂量、埋立て等に用いる土砂等の土壌に関する地質調査等)	様式第59号 *添付様式 ・埋立て等計画書 様式第60号 ・事前説明報告書 様式第61号

条例施行時に必要な届出

(1) 経過措置（付則第 3 条）

廃止前の野洲市の生活環境を守り育てる条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた協議は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(2) 環境保全協定の再協議（付則第 4 条）

廃止前の条例の規定により環境保全協定を締結している事業所は、その協定事項について市長と再協議しなければならない。

(3) 騒音、振動関係施設の使用届出（付則第 5 条）

騒音・振動関係施設をすでに設置又は使用している事業者（騒音規制法又は振動規制法に規定する特定施設を設置又は使用している事業者を除く）は、施行日から6箇月以内に「騒音・振動関係施設使用届出書」を市長に届け出なければならない。

(4) 油類の使用（付則第 6 条）

油類をすでに使用している特定事業者は、施行日から60日以内に「油類使用現況届出書」を市長に届け出なければならない。

(5) 埋立て等の届出（付則第 7 条）

埋立て等を行っている者は、施行日から60日以内に「埋立て等実施届出書」を市長に届け出なければならない。

このパンフレットや条例及び規則、申請様式などは、
野洲市のホームページに掲載しています。

野洲市ホームページ
www.city.yasu.lg.jp

お問い合わせ

野洲市役所 環境経済部 環境課 環境保全担当
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地 1
電話：077-587-6003 ファクス：077-587-3834
メール：kankyou@city.yasu.lg.jp

